

平成24年度チャイルドシートアセスメント試験対象機種を選定方法について

1. 試験対象機種

国が定める安全基準及び欧米の基準に適合した乳児用及び幼児用の製品（汎用または準汎用カテゴリーのものに限る。）とする。

2. 試験対象機種を選定

チャイルドシート製作者等の平成23年4月1日から平成24年9月末までの出荷台数調査を基に、以下の方法で補正した年間出荷台数 1,000 台以上の製品を基本に、前面衝突試験数（12 試験程度）を上限とし、これを考慮して年間出荷台数の上位のものから選定する。

- (1) 出荷台数調査による実績をベースに 1 年間の出荷台数に補正する。
- (2) ニューモデルについては、販売後から平成24年9月末までの出荷台数調査による実績を 1 年間の出荷台数に補正する。
- (3) 最近モデルチェンジしたものは、双方を対象とする。
 - ① モデルチェンジ前の製品は、平成24年4月1日からモデルチェンジまでの出荷台数調査の実績を 1 年間の出荷台数に補正する。
 - ② モデルチェンジ後の製品は、販売後から平成24年9月末までの出荷台数調査による実績を 1 年間の出荷台数に補正する。

3. 試験対象機種からの除外

選定された機種であっても、以下に該当するものは試験対象機種から除外するものとする。

- (1) これまでにアセスメントを実施した製品
- (2) 平成24年10月末時点で市場にて購入できない製品
- (3) 1 メーカーあたり 3 機種を上限に選定

4. 2.の規程に関わらず、チャイルドシート製作者等から申し出があった機種や検討の結果、特に必要と認められた機種は選定する。